

国家戦略特別区域を定める政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○国家戦略特別区域を定める政令（平成二十六年政令第百七十八号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
国家戦略特別区域法第二条第一項の政令で定める区域は、次に掲げる区域とする。 一 北海道の区域 二 北海道帯広市、河東郡音更町、士幌町、上士幌町及び鹿追町、上川郡新得町及び清水町、河西郡芽室町、中札内村及び更別村、広尾郡大樹町及び広尾町、中川郡幕別町、池田町、豊頃町及び本別町、足寄郡足寄町及び陸別町並びに十勝郡浦幌町の区域 三 宮城県及び熊本県の区域 四 宮城県仙台市の区域 五 秋田県仙北市の区域 六 福島県及び長崎県の区域 七 茨城県つくば市の区域 八 千葉県、東京都及び神奈川県の区域 九 新潟県新潟市の区域 十 石川県加賀市、長野県茅野市及び岡山県加賀郡吉備中央町の区域 十一 愛知県の区域 十二 京都府、大阪府及び兵庫県の区域 十三 大阪府大阪市の区域 十四 兵庫県養父市の区域 十五 広島県及び愛媛県今治市の区域 十六 福岡県北九州市及び福岡市の区域 十七 沖縄県の区域	国家戦略特別区域法第二条第一項の政令で定める区域は、次に掲げる区域とする。 一 北海道の区域 （新設） 二 宮城県及び熊本県の区域 三 宮城県仙台市の区域 四 秋田県仙北市の区域 五 福島県及び長崎県の区域 六 茨城県つくば市の区域 七 千葉県、東京都及び神奈川県の区域 八 新潟県新潟市の区域 九 石川県加賀市、長野県茅野市及び岡山県加賀郡吉備中央町の区域 十 愛知県の区域 十一 京都府、大阪府及び兵庫県の区域 十二 大阪府大阪市の区域 十三 兵庫県養父市の区域 十四 広島県及び愛媛県今治市の区域 十五 福岡県北九州市及び福岡市の区域 十六 沖縄県の区域